

福井支部ニュース

2025年度 第7号

日本科学者会議福井支部

連絡先：山本雅彦、masahiko@mbp.nifty.com

郵便振込口座番号 00710-9-17967 日本科学者会議福井支部

支部ホームページ <https://jsafukui.net/>

科学者会議本部 <http://www.jsa.gr.jp/>

今号の内容

- ◆「2月11日に集会を行う意義」について (山根 清志)
- ◆論文紹介「次期学習指導要領の論点を問う」(植田健男 著) (寺岡 英男)
- ◆時評「高市首相の“ことば遊び”と“遊びでない”対米姿勢」(土竜百聞)

「2月11日に集会を行う意義」について

2.11 集会での冒頭あいさつ JSA福井支部 山根清志

集会参加、ごくろうさまです。日本科学者会議福井支部の山根と申します。「2月11日に集会を行う意義」について、少しばかりお話をさせていただきます。

きょう2月11日は「建国記念の日」です。祝日法第2条で「建国をしのび、国を愛する心を養う」日とされています。名称は異なるものの、戦前の「紀元節」を復活させたものです。

明治政府は天皇の支配を権威づけるために、1872（明治5）年11-15、『日本書紀』の神武天皇即位記事をもとに、天照大神の子孫とされる架空の人物「神武天皇」が橿原宮で即位したという年を紀元とし、即位日を紀元節とすることを決定。結果的にそれが紀元前660年2月11日とされ

るのですが、科学的にも歴史的にも根拠はありません。とはいえ戦前には、1月1日の新年節（四方拝）、天長節（今上天皇の誕生日）、明治節（11月3日の明治天皇誕生日）、これらに「紀元節」を加えた四大節が、国の四つの大きな祝祭日として重んじられていたのです。

先の侵略戦争と植民地支配の時代には、「紀元節」は国民を軍国主義と侵略戦争に思想動員するために利用されました。今から86年前の1940年は、神武天皇即位2600年の記念の年とされました。当時、公募で制定された奉祝国民歌、その名も『紀元二千六百年』は、最後の5番で「正義凛たる旗の下 明郎アジャうち建てん 力と意気を示せ今 紀元は二千六百年 ああ弥栄（いやさか）の日は上る」と歌い、1937年盧溝橋事件に始まる日中全面戦争を正当化し、この戦争へ国民の協力を呼びかけ・駆り立てる内容そのものでありました。

こうした歴史的経緯から、戦後、国民主権と恒久平和を掲げた日本国憲法が制定されるにいたった段階で、戦前の祝祭日が再検討され、結果、「紀元節」が廃止されることになったのは当然と言えば当然のことでした。

それなのに、1966年になると、当時の佐藤栄作（安倍晋三の大叔父に当る）内閣は国民の反対に逆らって祝日法を改悪し、9回の提出と廃案をくりかえしたあげく「紀元節」の復活として「建国記念の日」を制定するに至ったのです（実施は翌67年からです）。折しも神社本庁等神社勢力を中心に全国的な規模で進められた紀元節復活の策動に保守系政党が同調する形で推し進められてのことでした。以来、その結果が、本年のこの日まで続いてきているわけです。きょうは60年目の「建国記念の日」となります。私たちは、科学的根拠もなく2月11日を「建国記念の日」と定めて祝意を強要されることに反対し、思想・信条の自由、平和と民主主義の前進を求め、1971年から毎年集会を開催してきました。

ところがその後、「戦後レジームからの脱却（＝戦前復帰）」を掲げた安倍晋三政権のもとで、憲法の立憲主義・民主主義・平和主義を壊す動きが一層顕著となります。2015年9月19日の安倍政権下での安全保障関連法

成立によってその法的条件が整えられ、つづく菅・岸田両政権下で実践面より実質化を推し進める形で、そもそもそれまで歴代自民党が、戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認をうたい「専守防衛」を建前とする憲法9条の存在する下では「許されない」し「できない」といつてきたことが、集団的自衛権行使容認をはじめとして、軍事費のGDP比2%、武器輸出の解禁、敵基地攻撃能力の保有解禁、等々…つぎつぎと強行され、「戦争する国家づくり」（＝「新しい戦前」）への傾斜がどんどん急になってきています。そのうえ今日、自民維新政権の高市早苗首相は政治の師と仰ぐ故安倍晋三元首相にならう形で「強じんな国家」を目指す路線を突き進もうとしており、また防衛力増強にも大変前のめりです。年末の12/26に閣議決定した2026年度予算案の軍事費は過去最大の9兆353億円となり、初めて9兆円を突破しました。日米軍事同盟絶対で、軍事力の強化にひた走る今の政治を何とか転換させなければなりません。60年前に望まないのに押しつけられた「建国記念の日」に当る本日2月11日、あらためて

「建国記念の日」反対！

の声を上げるとともに、再び戦争することは絶対に認められない、いやだとの思いを込めて

米国言いなりの大軍拡に反対し

憲法破壊を許さず

平和と民主主義を守ろう！

の声を上げ、お互いの固い意思を確認し合おうではありませんか。

以上です。

2026年前期の会費納入をお願いします

2026年前期の会費納入をお願いします。また、過去の未納会費のある方は、分納でも構いませんので、至急納入をお願いします。

【論文紹介】「次期学習指導要領の論点を問う」（上）（下）

植田健男 著 『前衛』2026.1, 2月号

学習指導要領は、各学校で教育課程を編成するときの基準を定めたもので、これをもとに教科書がつくられる。ほぼ10年ごとに改訂されるが、現行の学習指導要領は2016年から18年に出され、次の改訂が迫っている。2025年9月には改訂の基本方針を方向付ける「論点整理」が、教育課程企画特別部会から出された。その内容はマスコミ等で報道され、注目を浴びていた。改めてその一部を紹介してみる。『教科ごとのコマ数、柔軟化次の指導要領、学校に裁量』（朝日9月6日）、『デジタル正式教科書了承 30年度にも開始』（読売9月6日）、また高校では、『「数学」再編へ、AIの学び重視し、ABCの区分なくす方向』（朝日9月22日）等々。

この「論点整理」について、『前衛』2026年1, 2月号では名古屋大学名誉教授の植田健男さんが、「次期学習指導要領の論点を問う（上）（下）」と題して、2号に亘って論文を寄せている。植田さんは、教育経営学が専門で教育課程経営論にも関心を持ってきた。この論文で論じているなか、以下の2つを紹介させて頂く。1つは、改訂がめざされている学習指導要領は、教育課程の基準であるにも拘らず、「教育課程とは何か」や「教育課程の基準」の意味内容が明確に確認されていないという点。2つ目は、それと関連して、奈良教育大学附属小学校事件の基本的な問題性を示している点である。

○「教育課程とは」、「教育課程の基準」の意味内容の確認

「教育課程」は決して教育内容（主として、教科課程）だけに止まるものではない。学校の「教育課程」とは、教育活動の全体計画であり、そこには教科教育だけではなく教科外領域の教育活動が含まれる。この全体計画は、地域や子どもの実態に応じて学校ごとにつくられる教育の合意で、「教育課程」として具現化される。植田（以下敬称略）は、それが旧教育基本法第十条一項に定められた「教育の直接責任」制をはたすうえでの内実となるもの

で、「教育の地域性」と「地域の教育性」という教育条理（今橋盛勝）はこれを支えるもの、と言う。一方、学習指導要領の方は、1947年版では、「新しく児童の要求と社会の要求とにに応じて生まれた教科課程をどんなふうに生かしていくかを教師自身が自分で研究して行く手引きとして書かれたもの」とある。47年版では戦前までを引き継いで「教科課程」という用語が使われていたが、その改訂版である51年版からはそれは「教育課程」という用語に変えられた。そして学習指導要領は、「教育課程の基準」と位置付けられ、以降今日までそれが踏襲されている。ただし、1958年の改訂で、周知のように学習指導要領は法的拘束力をもつものとされ、以来、学習指導要領にとって最も重要なはずの「教育課程」についての明確な記述がなされなくなり、その後も曖昧なままにされ、実質的には、教科を中心として教育内容そのものを国が特定するものになっていった、と植田は言う。

ところで、現行の学習指導要領の改訂のときから、社会的背景の変化を受けて、学習指導要領の作り方、プロセスが変わってきたことを論じている。これまでは、最初から教科の議論から始まって、教科別の部会毎にそれぞれの教科について検討し、それらを合わせて学習指導要領になる作り方だった。しかし現行の学習指導要領の改訂の際には、組み立てや作り方についても変えられた。学習指導要領は、もともと教育課程審議会で作られていたが、2001年中央省庁再編の際、ほとんどの教育関係の審議会が中央教育審議会の中に統合され、中央教育審議会初等中等分科会「教育課程部会」となった。ところが、現行の改訂の際は、従来のように教科別に議論するのではなく、教育課程部会に「教育課程企画特別部会」を設け、まず改訂のあり方についての総論的な議論（論点整理）をしておいて、それから教科別等のワーキンググループに降ろし、さらにその議論を再び企画特別部会で集約するという手続きをとることになった。この企画特別部会の中では、1958年改訂以来延々と続いてきた「学習指導要領体制」について、さまざまな課題があることにも議論されている。それは例えば、法的拘束力をいつまで言い続けるのか／教科書検定制度も今の形のままで続けるのか／学校での評価も、教育評価と呼ぶのに値しないのでは／教育課程について語りながら、教

科課程の問題に偏り、教科外についての注目が不十分など。ただ、大方は未解決のままで、次の課題として残されていた。それゆえ、その10年後にあたる今回の学習指導要領の改訂において、積み残されたこれらの宿題をどう受け止めて答えを出すかが問われる、そういう意味を持った改訂であると植田は言う。今回の改訂作業にあっては、あらためて「教育課程」が持つ本来の意味を再確認し、学習指導要領のもつ「教育課程の基準」という本来の位置づけに立ち戻り、それを逸脱するようなことを許してはならないと植田は言う。ただその「論点整理」の中では、教育課程の編成権は、学校でつくるものと明記されていたことについては、少なくとも学校における「教育課程」の編成について議論できる出発点が示されたという点では1つの画期と言える述べている。

○奈良教育大学附属小学校事件の基本的な問題性

この事件は、国立大学法人化による大学財政の逼迫、しかもアンブレラ型と言われる設置形態の下で起きた、すぐれて今日的な大学問題である、と同時に他方で今日的な「教育課程」の問題が鋭く問われた事件であると植田は言う。

奈良教附小では、ほとんどの教員が大学により独自採用で、自前の教育課程づくり、学校づくりが行われている。また抽選だけによる入学者選抜である。そうして、学校の教育課程づくりにベースを置いた教育活動が行われている、という特色をもつ。

事件の経緯は以下のようなものである。教育課程に問題があるとの通報があったと県教委から大学長に知らせがあり、大学で調査委員会を設置した。調査委員会の「中間報告」では大学が文科省にお伺いし、学習指導要領に即しているのかどうか調べるよう指示があった。また今の教員のメンバーのままで行くのかについても言われている。「最終報告」は、授業時数の過不足、実施学年のちがい等が「不適切」であり、未実施の部分は指導要領に従った形での補充が必要であると、述べる。そこでは、教育課程に問題があったということではなく、「教育課程の実施」に問題があったという。学習指導要領通りに授業をしていないということであるが、それを当初は「法令違

